

神奈川県指令県総第 1283 号

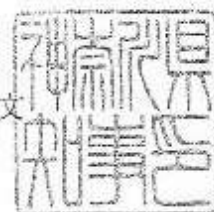
鎌倉市津1050番地の123

中島 公夫

平成16年11月16日付けで申請のありました特定非営利活動法人の設立については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第12条第1項の規定により認証します。

平成17年2月22日

神奈川県知事 松 沢 成 文



1 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 障害者地域作業所・スローライフ

2 代表者の氏名

中島 公夫

3 主たる事務所の所在地

鎌倉市西鎌倉四丁目3番4号

4 定款に記載された目的

この法人は、障害者の地域ケア対策推進の一環として地域ぐるみの支援・協力により、主に就労することが困難な在宅障害者に対し、基本的な社会生活習慣の習得、社会参加のための作業訓練等を行い、障害者が地域社会の一員として健常者とともに生活し社会参加、社会復帰の促進に寄与することを目的とする。